パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	第4次上越市食育推進計画(案)	担当課	農政課
-----	-----------------	-----	-----

No. 1	ご意見の該当箇所: 計画全体
ご意見	資料として、上越市食育推進条例を載せるとより分かりやすいと思います。他の計画には資料編として条例が載せてあります。
対応状況	反映
市の考え方	パブリックコメントとして公表した食育推進計画(案)では、資料編を参照するような内容がないため、資料編を添付していませんでしたが、市の食育推進を理解していただくため、資料編として上越市食育推進条例を掲載します。

No.2	第1章 計画策定の基本的な考え方 ご意見の該当箇所: 第1章 計画策定の基本的な考え方 3 計画期間 (2頁)
ご意見	計画の期間について、令和4年度からの計画としていますが、最上位計画の第7次総合計画が令和5年度からの計画になりますので、これに合わせる必要があると考えます。 (本計画を1年延長して総合計画に合わせる方法があります。)
対応状況	反映不可
市の考え方	第3次上越市食育推進計画の計画期間満了後も、引き続き全市民運動として食育を推進する必要があること、また、令和3年度に策定された国・県の食育推進計画との整合をできる限り速やかに図る必要があることから、計画期間は令和4年度から令和8年度までとします。なお、現段階では、令和4年度に策定する「第7次総合計画」と食育推進計画が大きく乖離することはないと考えておりますが、総合計画の内容により必要に応じて食育計画の見直しを検討します。

No.3	ご意見の該当箇所: 第2章 上越市の食をめぐる現状と課題 アンケート結果の記述(3頁~14頁)
ご意見	第2章以下に、アンケート結果等が「〇〇%」と記載してありますが、どのようなアンケートだったのかの説明がありません。アンケートの詳細(アンケート時期、種類、対象者と人数、回答数、質問内容等)を載せてください。
対応状況	反映
市の考え方	パブリックコメントとして公表した食育推進計画(案)では、資料編を添付していませんでしたが、令和3年度食育市民アンケート及び高校生を対象とした食育アンケートについては、資料編に掲載します。なお、アンケートについては、既に市のホームページでも公開しています。

No.4	第2章 上越市の食をめぐる現状と課題 ご意見の該当箇所: 3 第3次推進計画の成果と課題(5頁) 朝食を欠食する理由についての記述
ご意見	「・・・保護者の意識を更に高める必要がある。」としています。意識を高めることは当然必要ですが、朝食の欠食になる理由を把握して対処することも必要です。全て意識の問題だとするのは早計です。
対応状況	反映不可
市の考え方	朝食を欠食する理由は、それぞれに違いますが、①食べる時間がない ②朝食が準備されていない ③ダイエット等により食べない ④朝食を食べる習慣がない など様々な理由が考えられます。 当市の食育推進計画の策定においては、小中学生の朝食は、保護者が準備することが一般的であることを前提におき、保護者が朝食の大切さを理解し、子どもの生活リズムの改善に向けた行動につなげることは親の役割であると考えていますので、引き続き保護者への啓発を進めていきます。なお、小中学生に対しては、これまでも学校教育現場で朝食の大切さを指導しています。

No.5	第2章 上越市の食をめぐる現状と課題 ご意見の該当箇所: 3 第3次推進計画の成果と課題(7頁) 公立保育園の食育活動について
ご意見	(3)「公立保育園では畑やプランターで野菜づくりを体験している・・・」としていますが、全園で実施しているのでしょうか。子どもの成長にとってはとても大切なことなので、もし、全園でなければ全園に拡大するようにするとともに私立の保育園でも取り入れるように展開してください。
対応状況	反映不可
市の考え方	公立保育園では、全園で畑やプランターで野菜づくり体験を行っております。また、私立保育園や認定こども園については、規模や職員体制、園の方針などにより、一律に公立保育園と同じ取組をお願いすることはできませんが、公立保育園の取組は市のホームページでも公開しており、市から公立保育園の取組を随時私立保育園に情報提供するなどして、私立保育園等での実施を働き掛けていきます。

No.6	第2章 上越市の食をめぐる現状と課題 ご意見の該当箇所: 第3次上越市食育推進計画指標項目の目標 達成状況(15頁)
ご意見	指標7と8及び10は市民によってそれぞれの事情が有り、必ずしも全員が実施できる環境に あるとは言えないので、指標から除外するのが良いと考えます。
対応状況	反映不可
市の考え方	15頁の指標7(家族と一緒に食べる共食の回数)、指標8(食べることを楽しむ)、指標10(地域での共食)については、家庭における食育の第一歩として大切な機会であったり、ストレスの軽減や多様な食品の摂取につながる効果も期待できることから、実施できる環境にある人に対して励行すべきと考えます。また、15頁に記載する指標は、第3次上越市食育推進計画の指標項目であり、国の指標項目にもなっていますので、引き続き指標とします。

No.7	ご意見の該当箇所: 第4章 食育の推進に関する施策について(21頁~)
ご意見	食育の推進に関する施策について 基本施策において、「啓発を図ります」、「努めます」、「意識の向上を図ります」、「支援します」等々記述してありますが、どのような方法で行うのか記載がありませんので、イメージしにくくなっています。施策の方向が分かれば、市民も事業者も施策の内容がイメージできて協力も出来るのですが、これではどのように協力しらたよいかイメージできません。 人権の計画では「実施施策」として、人にやさしいまちづくり計画では「事業例」として施策の内容が示されています。同じ行政の計画なのにレベルが違いすぎます。施策の方向性なり具体例を記述する必要があります。
対応状況	反映不可
市の考え方	施策の方向性は計画に記載のとおりです。なお、具体的な取組内容については、別途策定する実施計画(アクションプラン)に記載します。

No.8	第4章 食育の推進に関する施策(28頁) ご意見の該当箇所: 【基本方針1】 (Ⅲ)地域における食生活改善に向けた取組の推進 ②栄養バランスに優れた日本型食生活の普及
ご意見	②で「様々な媒体を活用して・・・」とありますが、どのような媒体を活用するのか具体的に記述してください。
対応状況	反映
市の考え方	「様々な媒体」とは、市ホームページやSNS、各種イベントでの配布物などを指します。対象やイベントの内容により、効果的な方法で周知することを考えており、媒体を固定するものではありませんので、このような表現としました。 なお、媒体がイメージしやすいよう、「市ホームページやSNS、配布物などの媒体を活用して・・・」に修正します。

No.9	第4章 食育の推進に関する施策(28頁) 【基本方針1】 ご意見の該当箇所: (Ⅲ)地域における食生活改善に向けた取組の推進 ③地域での共食に対する支援
ご意見	③「新しい生活様式・・・」としていますが、どのような生活様式なのかを記述してください。市民と共有する計画ですので、市民誰もが読んでわかりやすく、理解できるような記述が必要です。
対応状況	反映
市の考え方	「新しい生活様式」とは、厚生労働省が示す新型コロナウイルスを想定とした生活における実践例です。食事の場面における具体的な例が分かるよう「新しい生活様式」の注釈を加えます。
	「新しい生活様式」 ※厚生労働省が示す新型コロナウイルスを想定とした生活における実践例(食事の場面:持ち帰りや出前、屋外空間で気持ちよく、大皿は避けて料理は個々に、対面ではなく横並びで座ろうなど)

No.10	第4章 食育の推進に関する施策(29頁) 【基本方針2】 ご意見の該当箇所: (1)郷土の優れた食文化の継承 ①郷土料理や行事食の継承と普及
ご意見	「ホームページ等に掲載し・・・」としています。(31・33頁にもホームページの記述有り。32頁にはSNSやインターネット等を活用して、の記述) 行政は何かにつけてホームページに載せていると言っていますが、ホームページを見ることができる環境にある人は、高齢者をはじめとして市民の中でどのくらいの割合でしょうか。また、環境はあっても実際に見ている人の割合はどのくらいでしょうか。高齢者をはじめとする市民への情報伝達の方法を行政全体の責任として真剣に考える必要があります。市民への情報伝達が上手く行われないと市民不在の計画になるとともに、市民不在の市政運営になりますので、絶対に避けなければならないことです。
対応状況	反映不可
市の考え方	現在、ホームページやSNSなどインターネットは情報提供の重要なツールであることから、引き続きホームページ等を活用しながら市民への食育情報の発信を行ってまいります。 なお、高齢者などインターネットを利用できない環境にある市民の人数については把握していませんが、保健師等による家庭訪問や地域での健康講座、広報紙やチラシなどの紙媒体による啓発も含め、場面や対象、啓発内容に応じて高齢者等にも情報が届くよう留意してまります。

No.11	第4章 食育の推進に関する施策(30頁) 【基本方針3】 ご意見の該当箇所: (1)食育推進に向けた連携促進 ①情報共有による食育関係団体の連携促進
ご意見	「①全市民的運動として食育を推進する・・・」としています。食は医食同源と言われているように健康づくりの原点です。認知症の予防にもつながります。情緒の安定にもつながり、その効果は測りしれません。「食育活動を取りまとめて情報を発信する」としていますが、医食同源の観点からも全市民的運動として市民全員に情報が行き渡るようび取り計らう必要があります。特に一人暮らし世帯や高齢者世帯にはきめ細かく情報を伝える必要があります。このことから、高齢者支援課も含めてください。
対応状況	反映不可
市の考え方	現在、庁内食育推進関係課8課が連携して取組を進めており、健康づくりの観点では健康づくり推進課が中心となって保健指導や健康講座等での啓発を進めています。高齢者を対象とした食や健康に対する取組は、これまでも健康づくり推進課が高齢者支援課と協力して進めており、推進関係課への参画の有無に関わらず対応しています。高齢者支援課でなければ対応できないものはありませんので、現時点では推進関係課への参画は考えておりません。

No.12	第4章 食育の推進に関する施策(34頁) 【基本方針3】 ご意見の該当箇所: (3)食の安全性の確保 指標項目について
ご意見	指標項目において、全世代と若い世代を分けていますが、分けて管理する必要はないと考えます。若い人の知識や判断は低くても良いということにはならないからです。
対応状況	反映不可
市の考え方	若い世代は、全世代と比較すると食育への興味関心、実践度などが低い傾向にあり、若い世代の意識改善が全世代の食育推進の向上につながることから、これまでどおり全世代と若い世代を分けて管理します。

No.13	第4章 食育の推進に関する施策(34頁) 【基本方針4】 ご意見の該当箇所: (1)地域内での自給を基本とした地産地消の推進 ①学校給食における地場産物(青果物)の使用量 の拡大
ご意見	②地産地消の推進に関して、13頁において「・・・生産と供給を含めた仕組みから検討していく必要がある」としていますが、34頁では「地場産物の使用状況や生産状況などの情報を共有することにより・・・」となっています。情報を共有することが仕組みの検討にはならないと考えます。
対応状況	反映
市の考え方	学校給食への地場産物(青果物)の使用量を拡大するには、年間を通じて安定的な生産と供給体制が必要であり、そのためには、地場産物(青果物)に携わる全ての関係者が現状や課題を確認、共有し、その改善策を検討しなければならないと考えています。 ご指摘のとおり、34頁の「・・・などの情報を共有することにより」という表現では、13頁にある記述とのつながりが分かりにくいため、34頁を「・・・などの現状や課題を共有し、生産と供給の仕組みなどを改善することにより」に修正します。

No.14	第4章 食育の推進に関する施策(36頁) 【基本方針4】 ご意見の該当箇所: (2)生産者と消費者の信頼関係の確立 ②地域で行われている農林漁業体験活動の情報 提供の充実
ご意見	「情報を取りまとめ市から情報提供を・・・」としていますが、情報を取りまとめる体系的な仕組みができているのでしょうか。むしろここは体験活動を求めて計画する団体等に対して、どのような体験ができるか、どのような実施団体があるのか等の情報を提供する必要があります。また、体験活動を実施している団体に対しては、団体に協力する形で体験活動実施をPRするお手伝いが必要だと考えます。
対応状況	反映不可
市の考え方	第4次上越市食育推進計画の基本方針3「食育推進に向けた連携促進と情報共有できる環境づくりの推進」では、食育情報の発信について記載しています。この取組と合わせ、市内で行われている農林漁業体験活動の情報を市がとりまとめ、発信する取組を行います。なお、現段階では、市民や団体の食育活動の情報を収集し、発信する仕組みができていませんので、広報紙等を活用して食育に関する情報を各団体から提供いただくことから始め、市民へ周知する体制を整備していきます。このような取組を行うことで、団体の活動等をPRすることにつながるものと考えています。

No.15	ご意見の該当箇所: 計画(案)以外
ご意見	本計画の実施に当たっては「アクションプラン」が策定されますが、これに関して市民や関連団体はどのようにかかわるのでしょうか。計画の推進のためには「アクションプラン」がとても大切です。実際に行動するのは市民や関連団体でありますので、この人たちと具体的な行動について綿密に打ち合わせて、市民全員に情報が行き届くように配慮して大勢の市民に参加してもらう必要があるからです。
対応状況	その他
市の考え方	実施計画(アクションプラン)については、学識経験者、事業者、食育関係団体、公募市民で構成される上越市食育推進会議に諮り、意見をお聞きし計画を策定します。この計画に基づき、関係機関や団体、市関係課が協力・連携して取組を進めることとしており、それぞれの立場で市民へ情報発信や啓発を行い、食育を推進していきます。

No.16	ご意見の該当箇所: 計画(案)以外
ご意見	食育は市民生活によって重要な事項ですので、大勢の市民に関心を持ってもらうことが必要であり、食育推進についても大勢の市民に考えてもらうことが必要です。そのためにはパブリックコメント案件について、事前に市民説明会を開催するなどの工夫が必要だと考えます。
対応状況	その他
市の考え方	食育推進計画は、市民の行動に規制をかけるものではなく、また、食育を実践しない(知らない)と不利益を被るものではないため、市民説明会は開催しませんでした。もとよりパブリックコメントにかける案件が市民説明会を必須としているものではありませんが、食育に大勢の市民から関心をもっていただき、実践していただきたいと考えておりますので、市民への周知に関する貴重なご意見として参考にさせていただきます。

No.17	ご意見の該当箇所: 計画(案)以外
ご意見	パブリックコメントで意見を提出すると文書での回答がありますが、意見が噛み合わない場合があります。場合により意見を出した人との意見交換が必要と考えます。これにより計画に深みが出るとともにお互いに理解が深まるものと考えます。
対応状況	その他
市の考え方	パブリックコメントでいただいたご意見について、文書から意味が分からない内容があった場合は、その都度、提出者に確認をすることとしております。今回は、確認をしておりませんが、 回答内容に不明な点がありましたら、意見交換をさせていただきます。